

〔資料〕

看護管理に対する看護職の認識 —看護管理教育の変遷による影響—

友岡道子*

COGNITION OF NURSES FOR THE NURSING MANAGEMENT: INFLUENCE BY THE CHANGE OF NURSING MANAGEMENT EDUCATION

Michiko TOMOOKA *

キーワード：看護管理、認識、看護管理教育、変遷

Key words : nursing management, cognition, nursing management education, change

I. はじめに

日本看護協会（1995）は『看護婦業務指針』のなかで、「看護管理は、看護部長、婦長等の管理者のみが行うものではない。一人一人の看護婦は、専門職業人の責任において看護実務の意思決定をするものであるから、あらゆる段階で一人一人の看護婦に看護管理がかかわってくるものである」と述べている。しかし、その12年後、日本看護協会（2007）の『看護に関わる主要な用語の解説』では、看護管理者の社会的文脈として「看護管理を専門とし職務を担う者が看護管理者と称されるため、看護管理は管理者の職位にある者の仕事であるという認識がある」と解説されている。つまり、看護管理とは全ての看護職が行うものであるにもかかわらず、看護管理者が行うものと認識されている現状がある。さらに、佐藤（2013）は、雑誌『看護管理』で「これまで出会った師長たちの多くは、自身の立ち位置を‘師長になって実践から離れている自分’と表現する」と述べている。対象に直接働きかける看護実践と、看護管理者が行う仕事には乖離があると認識しているということではないだろうか。

一人一人の看護職が関わると定義される看護管理が、看護管理者の仕事であると認識されるのはなぜだろうか。また、看護管理者が、看護実践と看護管理者の仕事が乖離していると認識する背景には何があるのだろうか。

そこで、本稿では、看護管理の定義を確認し、看護管理教育の変遷が看護管理に対する看護職の認識に影響を与えたかを考え、さらに、看護管理に対する看護職の認識が変化していく可能性について検討したいと考える。

II. 看護管理の定義

看護管理の定義として、現在使われている看護管理のテキストを含む文献に紹介されているものに、次の二つがある。一つは、WHO 西太平洋地域事務局が主催し、初の国際会議として東京で開催された看護管理ゼミナール（1961）で採択された「看護管理とは看護婦の潜在能力や関連分野の職員および補助的職員あるいは、設備や環境、社会の活動などを用いて人間の健康向上のためにこれらを系統的に適用する過程である」という定義である（永野ら、1963）。前年にWHOヨーロッパ地域事務局のGoddard（1960）が発行した『看護管理の原則』には、この本が実際的に活用されることを望む対象として、看護職員や看護管理者だけでなく管理科目を含む基礎課程を修学中の看護学生が挙げられている。1960年代にWHOが唱えた看護管理の定義には、看護管理の担い手は全ての看護職であるとされている。また、もう一つの定義は、Gillies（1982）が著書『看護管理—システムアプローチ』のなかで述べた「管理とは、他の人びとによって仕事をしてもら

*東京女子医科大学大学院看護学研究科 博士前期課程（Tokyo Women's Medical University, Graduate School of Nursing）

う過程として定義されてきた。したがって、看護管理とは、患者ケア、治療、そして安楽を与えるための看護スタッフメンバーによる仕事の過程である。看護管理者の仕事は、最も有効で可能なケアを患者およびその家族の人びとに与えるために、計画し、組織化し、指示を与え、そして入手できる財政的・物質的・人的資源を統制することである」というものである。ここでも、看護管理の担い手は看護スタッフメンバーであるとされている。確かに現状の看護職も、一人あるいは複数の対象における多重課題について優先順位を調整し、個人およびチームで連携しながら様々な物品や情報を活用して看護実践しており、その過程はまさに看護管理であるといえる。また、看護管理者の仕事については、最も有効で可能なケアを患者およびその家族の人びとに与えることが目的であり、計画・組織化・指示・資源の統制という過程が具体的な方法であることも示されている。

さらに、国内での看護管理の定義では、日本看護協会（1995）は『看護婦業務指針』のなかで、「臨床における看護管理の定義とは、患者や家族に、看護ケア、治療への助力、安楽を与えるために看護職員が行う仕事の過程である。看護管理者は最良の看護を患者や家族に提供するために、計画し、組織化し、指示し、調整し、統制を行うことである」と述べている。これは、前述の Gillies の定義に類似していることがわかる。日本唯一の看護職能団体である日本看護協会は、Gillies による定義をふまえて日本における看護管理を定義したといえる。その他に、日本看護科学学会看護学術用語検討委員会（2011）による『看護学を構成する重要な用語集』では、「看護管理とは、最適な看護の提供を目指し、人・物・金・情報・時間に関して計画・立案、組織化、調整、統制、変革を行う活動およびその過程である。主な活動は、看護の組織化を図り、業務の明確化・監督・開発、人材の確保・活用・育成、予算計画と執行・評価、労働環境の調整を含む労務管理などを合理的・効果的に行うことである。これらは、行政・機関・部門・看護単位の各段階において実施される」とされている。また、日本看護管理学会学術活動推進委員会（2013）による『看護管理用語集』では、「看護管理は、広義には行政も含む広い概念であるが、一般的には、看護実践現場での看護サービス管理を指すことが多い」とされている。これらから、看護管理とは、患者ケア、治療、そして安楽を与えるための看護スタッフメンバーによる仕事の過程を中心とし、病棟などの看護単位や部門・医療機関という組織としての

看護サービスを提供する過程に加え、社会において看護を提供する行政をも指し、それらを含めた概念であることが示されているといえる。

1960年代から現在まで示されている看護管理の定義には、看護管理とは全ての看護職が関わるものであるとされている。しかし、現在でも、看護管理は看護管理者が担うものであると認識されるのはどうしてだろうか。その背景の一つに、これまでの看護管理教育のあり方が影響しているのではないかと考える。看護管理教育は、どのように変遷してきたのだろうか。

Ⅲ. 看護管理教育の変遷

1. 看護管理者養成の始まり

看護管理者養成の始まりは、官立の看病婦見習い規則による看護教育により 1888 年に誕生した看病婦取締であるとされる（高橋, 2012）。その後、看護婦長と呼称が改められ、1889 年に婦長養成教育が始まっている。1900 年の看病婦長服務心得書には、服務の中心が物品管理・環境管理であることや、患者・付添人・見舞人に対する監視の役割を課せられていたことなどが記されている。当時の看護管理者は、病床や看護人等を監督する者とされ、また、監督者としての看護管理者を養成するための教育が行われていたといえる。

戦後の GHQ 主導による社会構造の改革に伴う看護行政や関連法制度の基盤づくりが行われるなか、新しい看護の考え方も導入されていった。福永（2014）は、著書『日本病院史』のなかで、GHQ はそれまで患者にではなく医師に奉仕していた看護婦を、患者の看護を第一の業務として医師の診療介助をする職とするアメリカ型の思想導入を行い、「看護婦による看護」の考え方をもとに、病院勤務の看護婦の管理を医局から看護婦長へ移したと述べている。また、草刈（2010）は、看護管理の思想が戦後日本に最初にもたらされたのは、1946 年 10 月の『看護学雑誌』創刊号からであると述べている。ここでは、アメリカのナーシングについて院内組織の紹介や各職位につくための教育背景が解説され、2、3 号では看護組織や管理のあり方について、管理は取締りと思われがちだが本当は一人一人の能力を活かすことだと解説され、管理の本質を明解に述べていると紹介している。さらに、草刈（2010）は、前述の Goddard（1960）の著書『看護管理の原則』や、1961 年に開催された WHO 看護管理ゼミナールの定義では、看護管理を病

院だけに限定していなかったと述べている。これらから、戦後になって看護管理の考え方を、医師が担うものではなく看護職が担うものへ、取締りではなく一人ひとりを活かすものへ、病院だけでなく公衆衛生も対象とするものへと変化させ普及させていたことがうかがえる。しかし、その後、国民生活が向上し高度経済成長期により病院建築が加速化され、看護管理は病院管理を意味するように特化されていき（草刈，2010）、さらに、1960年代に全国的規模で起きた看護職を中心とした病院ストライキを契機に、医療における看護管理の重要性が自覚されるようになった（日本看護協会，2007）といわれている。

そうしたなか、Off-JT（Off-the-Job Training：職場外研修）による継続教育として、系統的な看護管理者教育が行われていた。日本赤十字社では、戦前から開始していた看護婦長養成研修を1945年に一時中止したものの、1952年に再開している。1963年には日本赤十字社幹部看護婦研修所と改称し、1983年からは看護管理コースと看護教育コースを設置し、看護管理者と看護教員の教育をすすめてきた（奥野，1993）。また、日本看護協会では、1962年から看護管理者研修を開始し（國井，2001）、1983年には、それ以前から教員養成として開設していた看護研修学校に管理コースを新設して教育をすすめてきた（松浦，1993）。その他、厚生省や神奈川県立看護教育大学校などでも看護管理者教育が行われてきた。さまざまな教育機関で行われていた看護管理者教育は、教育理念だけでなくカリキュラムや教育期間などそれぞれに違いがみられていた。しかし、現在では、日本看護協会認定看護管理者制度が発足したことにより、日本看護協会以外の教育機関でも、日本看護協会認定看護管理者制度の教育機関として認定を受け、標準化された教育が行われるようになった。

2. 認定看護管理者制度の創設

この日本看護協会認定看護管理者制度による看護管理者教育とは、どのようなものだろうか。1987年に厚生省から看護制度検討会報告書が出され、複雑化する病棟管理を円滑に行っていくため、教育、訓練を受けたマネジメントのできる能力をもつ中間管理職を早急に育成する必要があるとされた。また、1989年には国際看護師協会の看護管理についての所信表明として、社会のすべての人々に可能な限り高い質のサービスを提供するために、限られた資源を効

率かつ効果的に管理することがいっそう必要になってくるとされ、看護管理者養成に関するガイドラインが示された。これらを受けて、日本看護協会では、1989年から看護管理者教育検討委員会による検討を開始し、1992年には看護管理者教育と資格認定制度案が通常総会に提案後、可決され、認定看護管理者制度が創設された。日本看護協会認定看護管理者規程によると、認定看護管理者制度の目的は「多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献すること」とされている。こうした認定看護管理者制度における教育課程は段階的な3課程とされ、1993年からファーストレベル、1994年からセカンドレベル、1998年からサードレベルと順次開始された。各教育課程の数は、徐々に増加しており、1998年から2015年への変化をみると、ファーストレベルでは47から63機関へ、セカンドレベルでは11から58機関へ、サードレベルでは1から25機関へととなっている。また、「認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者」と定められた認定看護管理者の認定審査は1999年から開始され、認定者数は初年度の19名から2016年1月には2599名となっている。2002年には大幅に制度が見直され、教育機会の拡大、認定審査の申請資格の拡大、認定審査の試験の導入、全課程のカリキュラム基準改定が行われている。認定看護管理者制度による教育課程は、その方法を改定させながら着実に規模を拡大し、受講者を通じて看護管理に関する理解を看護職へと広めてきたといえる。一方、佐藤（2013）は「認定看護管理者教育課程に携わるなかで、このままでは看護実践と看護管理が切り離されてしまうのではないかという危惧を感じる」や、「ファーストレベルからマネジメントに主眼がおかれ、実践者としての自身を問いなおすことよりも、看護実践を対象化し、自分以外の看護師の実践を客観的に評価する視点になりがちな傾向があると感じる」と述べている。認定看護管理者制度における最初の段階の教育課程であるファーストレベルの教育とは、どのような内容なのであろうか。

1993年に教育が開始された当初は職位教育が前提とされ、ファーストレベルは婦長補佐としての能力の

拡大をめざすという考え方をもとに実施されていた。2002年の制度改定では教育目的も見直され、①看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度の習得をめざす、②看護を提供するための組織化並びにその運営の責任の一端を担うために必要な知識・技術・態度の習得をめざす、③組織的看護サービス提供の諸問題を客観的に分析する能力の拡大をめざすとされた。それに伴い、1993年当初からの教科目であった、看護論・人間関係論・看護管理・情報管理・継続教育・看護研究が、2002年の改定後には、看護管理概説・看護専門職論・ヘルスケア提供システム論・看護サービス提供論・グループマネジメント・看護情報論へと変更になった。教科目改定の理由について当時の日本看護協会継続教育部長は、カリキュラムが検討された1991年当時と比べ、看護管理者に求められる役割や活躍の場は格段に増加してきており、看護管理者に求められる能力を育成する上では十分なカリキュラムではなくなっている（北角，2001）と述べている。こうして、ファーストレベルにおける教育課程も、組織における経営管理が強調された内容へと変更されたといえる。一方で、1994～2001年の受講修了者を対象とした研究では、ファーストレベルには看護論や人間関係、継続教育、看護研究といった学習内容が含まれ、自己のこれまでを振り返る機会となるなど、修了者の看護職としての自己に全体として働きかけるものであった（長谷川ら，2002）と削除された教科目受講の効果について報告されている。これは、教育の提供者と受講者のニーズの相違を示すものであり、看護管理者を養成するための教育をどう考えるのかという本質的な問いを示唆しているといえる。

2002年の教科目改定の前に、上泉ら（1999）は、それまでの継続教育や大学院などを含む看護管理教育全体のカリキュラムの分析を行った研究結果について報告している。そこでは、看護管理教育の構築には、必要な看護の専門的知識と看護職としての熟練との関係についての定義づけや、看護管理という概念についてそれぞれ違った捉え方があることから看護管理教育の枠組みの見直しと概念の定義が必要であると述べられている。このように、看護管理教育における継続教育に位置する認定看護管理者教育課程は、看護管理の定義や看護管理教育の枠組みに課題をもつなかで改正されたといえる。

3. 看護基礎教育と大学院教育における看護管理教育

一方、1997年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正により、基礎看護学の留意点に「チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップおよびマネジメントができる能力を養えるような内容」と明記され、看護基礎教育課程での看護管理教育が求められるようになった。看護系大学における看護管理学教育の実態を把握する目的で行われた研究では、1999年度設置の看護系大学学部全76校のうち72校を対象に分析した結果、61校（84.7%）での看護管理学教育の実施を報告されている（村山ら，1999）。さらに、2009年の改正により教科目「看護の統合と実践」が新設され、「チーム医療および他職種との協働のなかで看護師としてのメンバーシップおよびリーダーシップを理解すること、看護をマネジメントする能力、医療安全の基礎知識、災害支援、国際協力、看護技術の総合評価など」が挙げられ、「実習では複数患者を受け持つなどの統合的な体験」が求められるようになった。

大学院教育では、1980年の聖路加看護大学大学院看護学研究科の開設とともに看護管理学の科目履修が始められ、1988年に看護管理学専攻の入学が開始されている。1999年度設置の看護系大学修士課程全31校中28校を対象にした研究では、看護管理学科目を設けている大学院は9校（32.1%）、研究分野の看護管理学専攻として教育している大学院は12校（42.9%）と報告されている（村山ら，1999）。2015年度の日本看護系大学協議会会員校となっている大学院159校各校のホームページを閲覧すると、専門領域の一つとして看護管理学をあげている大学院は68校（42.8%）であった。

看護管理教育は、戦後に新しい看護管理の考え方が導入された後も、看護管理者養成を目的とする継続教育により長く行われてきた。そのことが、看護管理は看護管理者の仕事であるという認識をもつことに影響していると考えられる。現在、看護基礎教育課程において看護管理教育が行われるようになり、教育背景が異なる看護職が様々な場で関わることにより、看護管理に対する看護職の認識も変化することが期待される。平井（2007）は、大学の教授として看護管理学概論の講義に際し、「日本では看護管理が歴史的に監督者の監督業務から発生し、次第に現在のようになり、経営的学問として確立してきたこと、また、看護管理者のために必要な学問ではなく、看護を提供するすべての看護職にとって必要な学問であることを了解していくことから開始していく」と述べてい

る。これまでの看護管理教育の変遷を捉えて、現在、そしてこれからの看護管理について認識していくことが必要だと考える。

一方で、看護管理教育の変遷を捉えるだけで、今後、看護管理に対する看護職の認識が変化し、看護管理とは看護管理者だけでなく全ての看護職の仕事の過程であると認識されていくであろうか。さらに、看護管理者は、看護管理の目的である看護実践を有効かつ実現可能なものとする仕事の過程において、看護実践と乖離していると認識するのではなく融合させていくことができるであろうか。

IV. 看護管理に対する看護職の認識が変化していく可能性

高度化・複雑化する医療を背景に、より限られた資源のなかで効率かつ効果的な医療の提供を求められる看護管理者の仕事は、対象に直接働きかける看護実践とは、全く異なったもののようにも映る現状があると考える。看護管理者は、組織の中の位置づけによって機能の広がりや異なってくる。しかし、Gillies (1982) が述べているように、看護スタッフメンバーにおける「患者ケア、治療、そして安楽を与える」ことと、看護管理者における「最も有効で可能なケアを患者およびその家族の人びとに与える」こととは、どちらも看護実践が看護管理の目的であることを示している。「(看護職は) 実践での手応えを感じながらも言語化できずにもどかしさを感じてきた」(日本看護協会, 2007) とあるように、看護実践の言語化が行われずに、看護実践を認識することが難しいという側面もある一方で、言語化こそ互いの認識を共有する鍵になると考える。看護管理者が行う人材育成や安全管理といった具体的な仕事の方法が注目されることで、それらが看護管理そのものであると考え、看護管理者は、看護実践と看護管理が乖離しているという認識になるのではないかと推察する。看護管理者が担う仕事の方法は、対象への看護実践を行うという目的へとつながっていることを明確に捉え、具体的な過程を言語化し共有することにより、看護管理に対する看護職の認識が変化していくのではないかと考える。

V. おわりに

対象の人数や課題の規模にかかわらず、看護実践を創り出す過程が看護管理であり、全ての看護職が看護

管理の担い手である。一人一人の看護職が自律的に看護実践を省察し言語化して発信し、互いに影響を与え合いながら同じ目的に向かうことで、より質の高い看護の実現が可能になると考える。また、看護管理者であるか否か、あるいはどのような場の看護職であるか否かにかかわらず、看護職の仕事は、患者を中心とした対象への看護実践が目的であることを一人一人の看護職が改めて認識し、それぞれの実践が目的へとつながっていることを言語化して発信していくことも重要であると考えられる。

引用文献

- 福永肇 (2014) . 日本病院史 (第 1 版) . ピラールプレス, 東京.
- Gillies, D.A. (1982) / 矢野正子監修・矢野正子他訳 (1986) . 看護管理—システムアプローチ— (第 1 版) . HBJ 出版局, 東京.
- Goddard, H.A. (1960) / 小林富美栄訳 (1960) . 看護管理の原則 (第 1 版) . 医学書院, 東京.
- 長谷川真美, 横山恵子, 兼宗美幸他 (2002) . 看護師のキャリアアップに対する意識と支援—ファーストレベル研修修了者の調査から—. 日本看護学会論文集看護管理, 33, 269-271.
- 平井さよ子 (2007) . 「看護の統合と実践」のなかにおける看護管理教育を考える. 看護教育, 48 (9), 814-818.
- 上泉和子, 豊増佳子, 金井 Pak 雅子他 (1999) . 現行看護管理教育カリキュラム分析. 日本看護管理学会誌, 3 (1), 27-34.
- 北角栄子 (2001) . 認定看護管理者制度の仕組みと改正のポイント. 看護, 53 (6), 35-39.
- 國井治子 (2001) . 管理者育成の重要性と認定看護管理者認定制度—制度の経緯とこれからの課題—. 看護, 5, 32-34.
- 草刈淳子 (2010) . 戦後の看護管理思想の発展過程と今後の課題 1945-1991. 看護管理, 20 (12), 1070-1077.
- 松浦喜代子 (1993) . 日本看護協会看護研修センター—看護研修学校—「自らを創る学び方」による専門職性の発展を目指して—. 看護管理, 3 (7), 437-443.
- 村山正子, 平井さよ子, 山田聡子他 (1999) . 大学教育における看護管理学カリキュラムの現状と課題. 愛知県立看護大学紀要, 5, 23-31.
- 永野貞編著 (1963) . WHO 看護管理ゼミナール記録.

- 日本看護協会出版，東京。
- 日本看護科学学会看護学学術用語検討委員会第9・10期委員会（2011）．看護学を構成する重要な用語集．
<http://jans.umin.ac.jp/iinkai/yougo/pdf/terms.pdf>
（2015年12月3日閲覧）
- 日本看護管理学会学術活動推進委員会編（2013）．看護管理用語集．日本看護管理学会，東京。
- 日本看護協会看護婦職能委員会編（1995）．看護婦業務指針（第1版）．89，日本看護協会出版会，東京。
- 日本看護協会（2007）．看護にかかわる主要な用語の解説—概念的定義・歴史的変遷・社会的文脈—．日本看護協会，東京。
- 奥野茂代（1993）．日本赤十字社幹部看護婦研修所—看護職の人材育成に向けてさらなる充実を目指す—．看護管理，3（7），428-436。
- 佐藤紀子，高橋テル子（2013）．師長の臨床第6回相互作用によって創造される臨床の『知』．看護管理，23（2），138-141，医学書院，東京。
- 高橋美智（2012）．第2章看護管理の歴史．井部俊子・中西睦子監修．看護管理学習テキスト（第2版）第1巻．27-56，日本看護協会出版会，東京。